

令和2年度社会福祉法人和歌山県福祉事業団事業計画

令和2年度基本方針

和歌山県福祉事業団の理念である、「障害のある人も無い人も又、高齢者も子供も、共に地域で生活し、そして共に地域活動に参加できる社会が普通の社会である。」という社会福祉諸法の理念に基づき、「ノーマライゼーション」の社会づくりを目指します。

1. 利用児者が安全に安心して、心安らかに暮らせるよう質の高いサービスを提供します

(1) 「事業団は、地域における社会福祉の担い手としての重要な役割を果たすことが期待されるものであることから、福祉サービスの質の向上に資するものとして、一般の社会福祉法人にとって先駆的な事業や研究事業等の地域の実情に応じて対応が必要な福祉に係る需要を満たす為の事業を行うなど、積極的な取り組みを行われたい。」という「46通知の精神」を堅持し、「先駆的」「専門的」かつ「広域的」な事業を展開していきます。

- ① 共生社会の実現に向け、障害者・児童・高齢者が地域で安心して暮らせるための事業展開を行います。
- ② 県下全域的に設置している当事業団事業所のセーフティネットワークにより、広域的に支援を実施します。
- ③ 利用児者のトータルライフ（児童期～高齢期）を支援します。

(2) 利用者一人ひとりのニーズを十分把握し権利擁護の徹底を図るとともに、利用者の立場に立った質の高いサービスを効果的に提供します。

- ① 個別支援の充実を図り、利用児者の個々に応じた支援を実施します。
- ② 「福祉サービス第三者評価基準（共通基準〔障害者・児施設版〕）」に基づく自己点検の実施、課題に対する取り組みと再度の自己点検を実施します。
- ③ 評議員による事業団福祉サービス評価を実施します。
- ④ 法人内統一虐待防止マニュアルを活用し、虐待防止に向けた取り組みをすすめるとともに、人権意識の向上と人材育成に努めます。

2. 障害児者の自立と社会参加の促進を図っています。

(1) 地域での生活が困難な方や対応困難な方の支援を行います。

- ① 障害者支援施設の運営・・・継続
- ② 福祉型障害児入所施設の運営・・・継続
- ③ 医療型障害児入所施設の運営・・・継続

(2) 施設入所者の地域生活移行の推進を図るとともに、障害児者が安心して地域で暮らすためのシステムの普及、制度化につなげていきます。

- ① 生活総合支援センターの運営・・・・・・・・新規（障害児者相談・生活サポートセンターからの名称変更）
- ② 共同生活援助事業（グループホーム）の運営・増設・・・継続

(3) 和歌山県福祉事業団の保有する人的資源ならびに物的資源を有効に活用して、日常的な取り組みの中で地域福祉に貢献するとともに、事業所相互および本部が連携を強化して地域の特性に合った新たな事業を展開します。

- ① 児童、3障害対象の短期入所事業・・・・・・・・継続
- ② 児童、3障害対象の日中一時支援事業・・・・・・・・継続
- ③ サポートセンター等での市町村相談支援事業及び（特定・児童・一般）相談支援事業・・・・・・・・継続

- ④ 障害者総合相談センター（基幹相談支援センター含む）の共同運営（有田圏域・日高圏域・西牟婁圏域）・・・継続
- ⑤ 基幹相談支援センターの受託運営（和歌山圏域・海草圏域・東牟婁圏域）・・・継続
- ⑥ 都道府県相談支援体制整備事業（アドバイザー派遣事業）・・・継続
- ⑦ 在宅リハビリテーション推進強化事業・・・継続
- ⑧ 重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備事業・・・継続

(4) 地域の障害児者等の福祉ニーズの把握に努め、新たな事業を展開します。

- ① 多機能型事業・・・継続
- ② 生活介護事業・・・継続
- ③ 自立訓練事業・・・継続
- ④ 就労継続支援事業B型・・・継続
- ⑤ 就労継続支援事業A型・・・継続
- ⑥ 就労定着支援・・・継続
- ⑦ 共同生活援助事業・・・再掲
- ⑧ 児童発達支援事業・・・継続
- ⑨ 放課後等デイサービス事業・・・継続
- ⑩ 居宅訪問型児童発達支援事業・・・継続
- ⑪ 居宅介護事業等・・・継続
- ⑫ 訪問看護事業・・・継続
- ⑬ 小規模多機能型居宅介護事業・・・継続
- ⑭ 障害者就業・生活支援センター事業・・・継続
- ⑮ 訪問型職場適応援助促進助成金（ジョブコーチ）事業・・・継続
- ⑯ 市町村タイムケア事業・・・継続
- ⑰ 地域生活定着支援促進事業・・・継続
- ⑱ 共生型サービス・・・継続

3. 児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう事業を展開していきます。

(1) 家庭での育成が困難な児童に対し児童入所施設を運営します。

- ① 児童養護施設の運営・・・継続
- ② 地域小規模児童養護施設の運営・・・継続
- ③ 福祉型障害児入所施設の運営・・・継続（再掲）
- ④ 医療型障害児入所施設の運営・・・継続（再掲）

(2) 地域で生活を送る児童に対して事業を展開していきます。

- ① 児童発達支援事業・・・継続（再掲）
- ② 放課後等デイサービス事業・・・継続（再掲）
- ③ 居宅訪問型児童発達支援事業・・・（再掲）
- ④ 障害児短期入所・・・継続継続（再掲）
- ⑤ 子育て短期支援事業・・・継続

- ⑥ 児童の一時保護・・・・・・・・・・継続
- ⑦ 里親支援機関事業・・・・・・・・・・継続

4. 高齢者が尊厳を保ちながら暮らし続けることができる社会の実現を目指して事業を展開していきます。

(1) 家庭での生活が困難な高齢者の方に対し高齢者入所施設を運営します。

- ① 養護老人ホームの運営・・・・・・・・継続
- ② 特別養護老人ホームの運営・・・・・・・・継続

(2) 地域生活を送る高齢者の方に対し事業を展開していきます。

- ① 訪問介護事業・・・・・・・・・・継続
- ② 訪問看護事業・・・・・・・・・・継続（再掲）
- ③ 小規模多機能型居宅介護事業・・・・・・・・継続
- ④ 老人デイサービス事業・・・・・・・・継続
- ⑤ 老人短期入所事業・・・・・・・・・・継続
- ⑥ 居宅介護支援事業・・・・・・・・・・継続
- ⑦ 共生型サービス・・・・・・・・・・継続

5. 職員の資質向上および福祉を支える人づくりを展開します

(1) 質の高いサービスの提供は、職員の資質によって大きく左右されることから、職員研修の充実を図るとともに、資質向上を促すため各種の資格取得を奨励します。

① （一般研修）

- ・ 新規採用職員研修

新規採用職員研修は、新たに事業団に採用された職員（現に事業団を退職した後事業団の職員となった者は除く。）に、その職務に必要な知識及びその他の基礎的教養を修得させるための研修とする。また、半年後に新規採用職員へのフォローアップ・職場定着のための研修を実施。

- ・ 中堅職員研修

中堅職員研修は、中堅職員として職務を遂行するための必要な知識を習得するための研修とする。

- ・ 管理監督者研修

管理監督者研修は、管理監督者としての意識の向上と労務管理、一般社会の動向及び行政的識見の養育のため、また、事業所等の長（以下「所属長」という。）又はその他管理監督職の立場にある職員は事業所運営を円滑に遂行するために必要な識見の養育のための研修とする。

- ・ その他

福祉セミナーの開催

② （専門研修）

- ・ 職種別職務別研修

職種別職務別研修は、所属ごとに共通する職種又は職務ごとに、それぞれの事務又は業務を遂行するために必要な知識、技能等を修得させるための研修とする。

- ・ 内部実践研修
内部実践研修は、職場における研究課題として取り組んできた事項、成果などについて事業団職員に対し発表することにより、事業団職員の研鑽を促すための研修とする。
- ・ 人権・虐待研修
人権・虐待研修は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、事業団職員に対して虐待に関する諸知見を深めるための研修とする。

③ 職場研修

専門的知識から実践を精査研究・普及し、日常組織的なOJT研修方法による人材育成の定着を目的に実施する。

④ 外部研修

- ・ 伝達研修（内部実践研修に含めて実施）

伝達研修は、他の職員に伝達することで参加の研修に対する知識を深めるとともに、研修によって得た知識を事業団全体のものとするための研修とする。

- ・ 参加研修

派遣研修＝専門性と全国の動向の集積・発信

全国社会福祉事業団協議会研修（全国中央研修・近畿ブロック研修）

和歌山県、和歌山県社会福祉協議会研修

先進地福祉セミナーへの参加

その他外部団体主催研修

(2) 和歌山県下の福祉事業におけるリードオフマンとして、和歌山県主催研修の受託・運営等を行います。

① 和歌山県サービス管理責任者等研修の受託

② 和歌山県相談支援従事者研修の受託

③ その他の研修

(3) 福祉を支える人づくりに寄与するため、施設の役割として学生の資格取得のための現場実習、教職員・県職員・学生などの福祉体験研修の受け入れ、また、地域住民のボランティア受け入れなどを積極的に行います。

6. 危機管理体制の充実と透明性の確保等を図ります

(1) 震災などの自然災害に備えて各種の訓練を実施するとともに、事業所近隣の地域社会や関係機関等との連携を強化し、防災管理体制の充実を図ります。

(2) 感染症や日々のサービスから生じる様々な事故に対応するため、「事故対応サービスマニュアル」や「ヒヤリハット」を作成・活用し、予防対策を徹底します。

(3) 情報公開要綱に基づく情報公開を行い、経営の透明性を確保するとともに、個人情報保護要項に基づき、事業団が保有する個人情報の適正な取り扱いに努めます。

(4) 障害児者・高齢者・児童の虐待撲滅を目指し、虐待防止マニュアルの周知、虐待防止研修の充実を図ります。

7. 安定した経営基盤を確立していきます

給付費・措置費収入等による安定した経営・運営が図られるよう、経営体制の確立に努めます。

8. 公益的な取組を積極的に提供していきます

「地域における公益的な取組」として以下の取組を実施。社会的養護の必要な児童や障害児者に対する社会生活支援を目的に設置したひまわり基金の活用、地域住民への低額な料金での福祉セミナー（和歌山県福祉事業団福祉セミナー）の開催、県内障害児者のアート作品を展示した「アールブリュット和歌山展」の開催、児童養護施設退所者への無料での住居提供、支援学校児童等支給決定前の障害児に対する福祉サービス無料体験等。今後これらの取組を継続するとともに、より地域のニーズに対応した取組を積極的に提供していきます。

9. 地域や社会的ニーズに沿った新規事業、事業所の老朽化、危機管理、拡充等による施設整備を行います

(1) 由良みのり園の建替え

老朽化した由良みのり園の建替えを計画します。（国庫補助金確定。令和2年4月開所予定）

(2) 多機能型事業所あかりの移転

津波災害の恐れのある多機能型事業所あかりの高台への移転を計画します。

(3) 児童養護施設の建設

児童養護施設の空白地である中紀エリアに児童養護施設の設置を計画します。

(4) 新規グループホームの開設

新規グループホームの開設を計画します。

(5) 多機能型事業所ぱるの分割

定員が満床で新規利用者の受け入れが困難な状況の多機能型事業所ぱるを2分割を計画します。

(6) 特別養護老人ホーム南風園の移転

老朽化している南風園の移転を計画します。

(7) 養護老人ホーム白寿荘の移転

老朽化している養護老人ホーム白寿荘の移転を計画します。

(8) 多機能型事業所陽の移転

津波災害の恐れのある多機能型事業所陽の高台移転を計画します。

(9) 南紀あけぼの園の新築移転

老朽化した南紀あけぼの園の建替えを計画します。

(10) 紀の川市における新規事業所の開設

紀の川市において新規事業所の開設を計画します。

(11) 生活介護事業所アップの移転

老朽化した生活事業所アップの移転を計画します。

(12) 御坊市における新規事業所の開設

御坊市において新規事業所の開設を計画します。